

自転車の賠償リスクを補償する



損保ジャパン日本興亜の
**さめきの
自動車保険**



かがやくけん、かがわけん。



香川県



損保ジャパン日本興亜

損保ジャパン日本興亜は、香川県が掲げる「かがわ創生総合戦略」の取組みに貢献するため、香川県と「連携と協力に関する包括協定」を締結しています。

香川県では、自転車利用者に対して、「香川県自転車の安全利用に関する条例」が制定されました。(2018年4月1日より施行)



自動車保険【個人賠償責任特約】4つのポイント



1 示談交渉サービス付き
(日本国内のみ)



2 保険金額
日本国内で発生した事故 **無制限**
日本国外で発生した事故 **1億円**
自己負担額なし



3 ご本人だけでなく、
ご家族も
補償の対象(注)



4 年間保険料
約2,160円
(月々約**180円**)

(注)記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまなど

「損保ジャパン日本興亜のさめきの自動車保険」は、「個人賠償責任特約」を付帯した、香川県専用の「個人用自動車保険」または「一般自動車保険」のペットネームです。



自転車でも、事故はおとろっしゃ〜。

(こわ〜い)

- 自転車は、通学・通勤、買い物やサイクリングに使うなど、家族で複数の自転車を持っているような身近な乗り物ですが、**さまざまなリスク**が潜んでいます。
- ご自身のケガや被害事故**はもちろん、**加害事故**を起こした場合、**高額**の賠償金を支払わなくてはならないケースもあります。
- 損害賠償責任は**未成年者が起こした事故**といえども免れることはできません。



加害事故賠償例

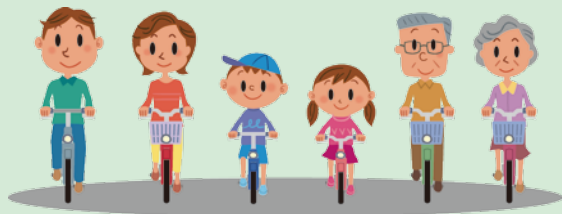
賠償額9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)

賠償額9,266万円

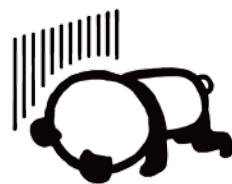
男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。
(東京地方裁判所、2008年6月5日判決)

出典：一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故と保険」



自転車事故は、**ご家族**の中の誰かが、**被害者**だけでなく**加害者**となってしまう可能性があります。

香川県の自転車事故発生状況 全国でもワーストクラス!



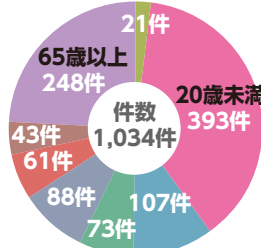
■自転車事故件数における香川県のランキング

2007年	ワースト1位
2008年	ワースト1位
2009年	ワースト1位
2010年	ワースト1位
2011年	ワースト1位
2012年	ワースト2位
2013年	ワースト2位
2014年	ワースト2位
2015年	ワースト2位
2016年	ワースト6位

香川県における人口10万人当たりの自転車事故発生件数は、2005年から7年連続ワースト1位となるなど、依然としてワースト上位が続いています。

出典：香川県警察本部「数字でみるさめきの安全」

■年齢別発生状況(2016年香川県データ)



- 10歳未満
- 20歳未満
- 30歳未満
- 40歳未満
- 50歳未満
- 60歳未満
- 65歳未満
- 65歳以上

2016年香川県では1,034件の自転車事故が発生しています。10歳以上20歳未満の方の事故が最も多く、次いで65歳以上の方となっています。

出典：香川県警察本部「自転車に関係した交通事故発生状況(平成28年中)」



こうした事態を踏まえて、**2017年10月に自転車条例が制定**されました。(2018年4月より施行)

でも、ご安心ください!



損保ジャパン日本興亜の さめきの自動車保険(個人賠償責任特約付帯)なら

ご家族
の事故でも

1 このような自転車走行中の賠償事故の際に保険金をお支払いしています。

自転車走行時の実際の賠償支払事例

<p>自転車同士の事故 自転車同士が衝突し、相手にケガをさせた</p> <p>お支払保険金 475万円</p>	<p>夜間の事故 夜間に歩行者と接触し、相手にケガをさせた</p> <p>お支払保険金 1,030万円</p>	<p>高齢者との事故 横断歩道を歩いていた高齢者と接触し、ケガをさせた</p> <p>お支払保険金 1,128万円</p>	<p>物損事故 自動車に接触し、バンパーを損傷させた</p> <p>お支払保険金 32万円</p>
---	---	---	---

(損保ジャパン日本興亜のデータによります。)

2 自転車以外の日常のちょっとした事故でもお役に立つことができます。

<p>散歩中、飼い犬が他人に噛みついて、ケガをさせてしまった。</p>	<p>水道の蛇口を閉め忘れ、マンションの階下に水濡れを起こしてしまった。</p>	<p>買い物途中、店内に陳列してある商品を落として破損させてしまった。</p>	<p>駐車中の自動車にボールをぶつけて窓ガラスを破損してしまった。</p>
-------------------------------------	--	---	---------------------------------------

示談交渉サービス付きですので、相手の方との交渉は損保ジャパン日本興亜が代行します。

ご注意 日本国内で発生した事故に限ります。



安心やけど、保険料はなんぼなん?

特約保険料は年間約2,160円(月々約180円)です!



3 個人賠償責任特約は、ご家族の事故についても対象となりますが、ご結婚など、ライフステージが変わる際に、**補償対象となる方の範囲の見直し**が必要です。一緒にご契約いただく**自動車保険の運転者の限定・年齢条件などの見直し**の機会に合わせて、ご確認をされることをおすすめします。

現在のご加入内容をチェックしてみましょう!




●個人賠償責任補償に加入されていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
●個人賠償責任補償の対象は家族全員になっていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
●自転車の賠償事故に対応していますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
●個人賠償責任補償の保険金限度額は1億円以上ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
●被害者との示談交渉サービスは付いていますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

「いいえ」がひとつでもある場合は、損保ジャパン日本興亜のさめきの自動車保険(個人賠償責任特約付帯)へのご加入をご検討ください!

自動車保険【個人賠償責任特約】とは？

日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(例:自転車運転中の事故など*)により、他人にケガなどをさせたり、他人の財物を壊したりした場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。また、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが責任無能力者の場合に、その親権者や監督義務者等が監督責任を負う場合にも、保険金をお支払いします。なお、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。さらに日本国内で発生した事故に限り示談交渉サービスが付きます。
※自動車事故等を除きます。

自動車保険「個人賠償責任特約」の補償内容

補償の対象となる方(被保険者)	① 記名被保険者	② ①の配偶者(内縁の相手方および同性パートナーを含みます。)												
	③ ①または②の同居のご親族	④ ①または②の別居の未婚のお子さま												
(注)①～④のいずれかの方が責任無能力者で、その親権者や監督義務者等が監督責任を負う場合は、補償の対象となる方に含まれます。														
<p>【自動車に2台以上所有されている場合のご注意】</p> <p>上記の①～③のいずれかの方が、自動車保険または自動車保険以外の保険契約で、同様の補償の加入がある場合は、この特約を付帯すると補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。</p> <p>また、ご契約されている複数台の自動車保険の記名被保険者がそれぞれ異なる場合は、記名被保険者によって被保険者の範囲が異なることがありますので、被保険者の範囲にご注意ください。</p> <p><例>父と子が同居し、未婚の孫が別居しているご家族の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">補償の対象となる方(被保険者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記名被保険者が 父 の場合</td> <td>子(同居) ○</td> <td>孫(別居) ×</td> </tr> <tr> <td>記名被保険者が 子 の場合</td> <td>父(同居) ○</td> <td>孫(別居) ○</td> </tr> <tr> <td>記名被保険者が 孫 の場合</td> <td>父(別居) ×</td> <td>子(別居) ×</td> </tr> </tbody> </table> 				補償の対象となる方(被保険者)		記名被保険者が 父 の場合	子(同居) ○	孫(別居) ×	記名被保険者が 子 の場合	父(同居) ○	孫(別居) ○	記名被保険者が 孫 の場合	父(別居) ×	子(別居) ×
	補償の対象となる方(被保険者)													
記名被保険者が 父 の場合	子(同居) ○	孫(別居) ×												
記名被保険者が 子 の場合	父(同居) ○	孫(別居) ○												
記名被保険者が 孫 の場合	父(別居) ×	子(別居) ×												
保険金額 自己負担額	<p>保険金額は、日本国内で発生した事故は無制限、日本国外で発生した事故は1億円となります。</p> <p>※国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談代行サービスを行います。</p> <p>自己負担額はありません。</p>													
保険金をお支払いできない主な場合	<p>次の事項にかかわる損害賠償責任を負担することによって被る損害については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ●被保険者と同居するご親族に対する損害賠償責任 ●航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>													

- ご注意**
1. 「記名被保険者」とは、ご契約の自動車を中心に使用される方で、保険証券(または保険契約継続証)などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
 2. 個人賠償責任特約は、記名被保険者が個人の場合に限り付帯できます。

個人賠償責任特約は、補償内容が同様のご契約(自転車保険、火災保険、傷害保険など)にセットされていることがありますので、ご確認ください。

(注) 損保ジャパン日本興亜以外の保険会社(共済等を含みます。)でもご加入されている保険契約がある場合、その保険契約と損保ジャパン日本興亜で販売している保険商品間においても、補償が重複する可能性があります。損保ジャパン日本興亜の保険契約にかかわらず、ご加入の保険契約すべての保険証券等をご確認ください。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(引受保険会社)

SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

高松支店
 〒760-0027 香川県高松市紺屋町1-6
 損保ジャパン日本興亜高松ビル
 Tel:087-825-0885 Fax:087-825-0880
 <公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先(取扱代理店)